

申請手続きの流れ

事前相談



建築着工→完了

建物所有権登記完了

交付申請



交付決定

奨励金請求

奨励金受取り



【お問合せ先】

まち未来創造課

〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005-1

☎0791-64-3167(直通) fax0791-63-2594

E-mail machimiraisozo@city.tatsuno.lg.jp



転入者と若者のマイホーム取得をたつの市は応援します！

とことん応援！たつの暮らし

建てよう、
暮らそう、
育てよう



歴史と文化と自然に育まれたまち
「たつの」に定住しませんか？

平成29年4月
たつの市



転入 & 住宅取得で、50万円

転入者住宅取得奨励金

市外に居住されている方が、たつの市内に定住を目的として住宅を取得された場合に奨励金を交付します。

- 対象者……市外に1年以上居住され、転入される方
- 奨励金額……50万円(1年目30万円、2、3年目各10万円)
- 申請時期……転入した日から1年以内、かつ、住宅取得日から6カ月以内(建物所有権登記完了後)

若者 & 住宅取得で、30万円

若者住宅取得奨励金

市内に居住されている方が、市内に定住を目的として住宅を取得された場合に奨励金を交付します。

- 対象者……市内在住の40歳以下の夫婦等
(夫婦のどちらかが40歳以下であれば可)
- 奨励金額……30万円(1年目30万円)
- 申請時期……住宅取得日から6カ月以内(建物所有権登記完了後)

実施期間

平成32年3月31日までの住宅取得に限ります。

対象条件

- 3年以上居住する意思がある方
- 当該建物の購入・契約時の消費税が8%以上の方
- 当該建物の所有権割合が夫婦合算で50%以上の方
- 税金の未納がない方
- 一度もこの奨励金を利用したことがない方

対象住宅

- 延床面積が50㎡以上の居住用のための個人の住宅。
※店舗等の併用住宅については居住用部分が50㎡以上とする。
- 中古住宅の購入も含む。
- 二親等以内の者からの当該住宅の購入は対象外とする。
- 生活の本拠地となること。(別荘等は対象外とする。)

申請に必要なもの

- 世帯全員の住民票の写し
- 建物の登記簿謄本の写し
- 工事請負・売買契約書の写し
- 定住誓約書
- 住宅付近見取り図
- 住宅の現況写真
- 納税証明書

※その他、状況に応じて必要な書類をお願いする場合がありますので、必ず事前に、まち未来創造課(TEL:0791-64-3167)までお問い合わせください。

その他

奨励金は、一時所得、雑所得になりますので、税金の確定申告が必要です。

